

○羽生市教育委員会後援等名義の使用承認及び羽生市教育委員会教育長賞の交付に関する要綱

平成24年12月13日教育委員会告示第6号

(趣旨)

第1条 この要綱は、羽生市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の後援、共催及び推薦(以下「後援等」という。)の名義の使用の承認並びに羽生市教育委員会教育長賞(以下「教育長賞」という。)の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業 講演会、公演会、講習会、展覧会、競技会、研究会その他の集会又は催物をいう。
- (2) 主催者 事業を主催する団体をいう。
- (3) 後援 教育委員会が事業の趣旨に賛同し、その開催の援助を行う意思を表示することをいう。
- (4) 共催 教育委員会が事業の企画又は運営に参加し、主催者と共同してその責任の一部を負担することをいう。
- (5) 推薦 教育委員会が映画、演劇、出版物等で文化的な価値があるものについて広く市民に対して薦めることをいう。

(後援等の名義の使用)

第3条 後援等において教育委員会が使用を承認する名義は、「羽生市教育委員会」とする。

2 実施する事業に対し後援等の名義の使用の承認を受けた主催者は、当該事業に関し発行する印刷物等に教育委員会が後援等をしている旨を表示し、又は放送等により公表することができる。

(教育長賞の交付)

第4条 教育委員会は、教育長賞に関する事業の承認を受けた主催者に対し賞状を交付するものとする。この場合において、必要があると認めるときは、併せて賞品を交付することができる。

2 前項の規定により賞状(賞品を含む。この項において同じ。)の交付を受けた主催者は、当該事業の参加者のうち顕彰すべきものに対し当該賞状を授与することができる。

(主催者の承認基準)

第5条 後援等の名義の使用の承認又は教育長賞の交付(以下「後援名義の承認等」という。)を受けることができる主催者は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

- (1) 国又は地方公共団体
- (2) 学校及び学校の連合体
- (3) 公益法人及びこれに準ずる団体(宗教法人を除く。)

(4) 市内を活動拠点とし、スポーツ、芸術、文化等の振興に寄与するもの(所在は市外にあるが、市内における活動実績があり、スポーツ、芸術、文化等の振興に寄与すると考えられる事業を実施するものを含む。)

(5) その他教育委員会が適当と認めるもの  
(後援等の名義の使用に関する事業の承認基準)

第6条 教育委員会が後援等の名義の使用の承認を行う事業は、教育委員会の方針に合致し、教育委員会の施策の推進に寄与するものと認められる事業であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

(1) 目的及び内容が、本市の芸術、文化及びスポーツの振興並びに市民福祉の増進等に寄与すると認められる事業で、公共性を有するものであること。

(2) 特定の市民のみを対象としている事業ではないこと。

(3) 主催者の所在が明確で、事業遂行可能性が十分である事業であること。

(4) 主催者が参加者から入場料、参加料その他の費用を徴収する事業にあつては、徴収の額及び目的が適正かつ明確であること。

(5) 事業の実施場所において、保健衛生及び災害防止に関する措置が講じられていること。

2 前項の規定にかかわらず、同項第2号の要件に限り該当しないが、教育委員会の施策の推進に寄与することが期待できる事業については、当該事業の内容を審査の上、必要に応じ、後援等の名義の使用の承認を行うことができるものとする。

(教育長賞に関する事業の承認基準)

第7条 教育長賞を交付する事業は、前条第1項各号のいずれかに該当する事業であつて、参加者が競い合うことにより技能の一層の向上が期待できると認められるものとする。

(事業の不承認基準)

第8条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する事業については、後援名義の承認等を行わないものとする。

(1) 特定の政治団体若しくは宗教団体が主催する事業、政治活動若しくは宗教活動を目的とする事業又は特定の政治団体若しくは宗教団体を推薦し、支持し、若しくはこれらに反対することを目的とする事業

(2) 特定の主義主張の浸透を図ることを目的とする事業

(3) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのある事業

(4) 主に営利又は商業宣伝を目的とする事業

(5) 特定の団体の宣伝又は売名を目的とする事業

(6) 羽生市暴力団排除条例(平成24年条例第27号)第2条第1号に規定する暴力団の利益になると認められる事業

(7) 前各号に掲げるもののほか、不相当と認められる事業

(申請手続)

第9条 後援名義の承認等を受けようとする主催者は、事業を開始しようとする日の2週間前までに、羽生市教育委員会後援等名義使用承認及び羽生市教育委員会教育長賞交付申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添付して、教育委員会に申請しなければならない。ただし、第5条第5号に該当する主催者及び第6条第2項に該当する事業については、事業を開始しようとする日の50日前までに申請しなければならない。

(1) 主催者の定款、寄附行為、規約、沿革その他の主催者の概要が分かる書類

(2) 役員及び事業関係者の住所、氏名、役職名等を明らかにする書類

(3) 事業計画書等事業の目的及び内容を明らかにする書類

(4) 入場料、参加料その他の費用を徴収する場合にあっては、事業に係る収支予算書

(5) その他教育委員会が必要と認める書類

2 前項の規定による申請を行った主催者は、当該後援名義の承認等の申請に係る他の事業について、当該申請を行った日の属する年に前項第1号及び第2号に掲げる書類を提出した場合において、その内容に変更がないときは、申請書にその旨を記載して当該書類の添付を省略することができる。

(後援名義の承認等の決定)

第10条 教育委員会は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、後援名義の承認等を行うことを決定したときは羽生市教育委員会後援等名義使用及び羽生市教育委員会教育長賞交付承認通知書(様式第2号)により、後援名義の承認等を行わないことを決定したときは羽生市教育委員会後援等名義使用及び羽生市教育委員会教育長賞交付不承認通知書(様式第3号)により、当該主催者に通知するものとする。

2 教育委員会は、後援名義の承認等を行うに当たって、必要な条件を付すことができるものとする。

(変更の届出)

第11条 後援名義の承認等の決定を受けた主催者は、当該決定に係る申請書の記載事項に変更が生じたときは、直ちに承認事項変更届出書(様式第4号)に当該変更事項を記載して、教育委員会に届け出なければならない。ただし、軽微な変更として教育委員会が認める場合は、この限りでない。

(後援名義の承認等の決定の取消し等)

第12条 教育委員会は、後援名義の承認等を行うことの決定をした事業に関し次の各号のいずれかに該当する事実があると認めるときは、当該決定を取り消すことができる。

- (1) 申請書、添付書類等の記載内容に偽りその他不正行為があったとき。
- (2) 法令に違反した行為等があったとき、又はあると予見されるとき。
- (3) 後援名義の承認等の決定に付した条件に違反する事実のあるとき。
- (4) 前条本文の規定による変更の届出をしなかったとき。

2 教育委員会は、前項の規定により後援名義の承認等を行うことの決定を取り消したときは、速やかに、羽生市教育委員会後援等名義使用及び羽生市教育委員会教育長賞交付承認取消通知書(様式第5号)により当該決定を受けた主催者に通知するものとする。

3 第1項の規定により後援名義の承認等を行うことの決定を取り消された主催者は、交付を受けた羽生市教育委員会後援等名義使用及び羽生市教育委員会教育長賞交付承認通知書及び教育長賞を直ちに教育委員会に返還するものとする。

4 市は、第1項の規定により後援名義の承認等を行うことの決定を取り消された主催者が、これによって損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

(経費負担)

第13条 教育委員会は、後援名義の承認等を行う場合においては、原則として当該事業に係る経費を負担しないものとする。

(事業終了後の報告等)

第14条 後援名義の承認等を行うことの決定を受けた主催者は、当該決定を受けた事業の終了後、速やかに、事業実績報告書(様式第6号)に次に掲げる書類を添付して、教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 実施した事業の内容が明確に分かる書類
- (2) 事業に使用したポスター、チラシその他の広報に係る書類
- (3) 第7条第1項第4号に規定する収支予算書を提出した主催者にあつては、当該承認等の決定を受けた事業に係る収支決算書

(後援名義の承認等の状況の報告)

第15条 教育委員会教育長は、毎年7月に1月から6月まで、1月に前年7月から12月までの後援名義の承認等の状況を教育委員会に報告するものとする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、後援名義の承認等に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この告示は、平成25年1月1日から施行する。